

# 花巻市指定緊急避難場所 運営マニュアル

令和2年9月

花巻市

# 目 次

	ページ
第1章 マニュアルの目的・構成・・・・・・・・	1
第2章 指定緊急避難場所に関する基本的事項・・・	2
1 指定緊急避難場所の役割・・・・・・・・	2
2 避難所連絡員の役割・参集の基準・・・・・・・・	2
第3章 参集の判断と準備・・・・・・・・	3
1 地震発生時の対応・・・・・・・・	3
2 台風等の風水害発生時の対応・・・・・・・・	4
第4章 開設準備・・・・・・・・	5
1 指定緊急避難場所の施設点検・・・・・・・・	5
2 指定緊急避難場所の開設準備	6
第5章 指定緊急避難場所の開設・運営・・・・・・・・	7
1 指定緊急避難場所の開設・・・・・・・・	7
2 指定緊急避難場所の運営・・・・・・・・	7
第6章 指定緊急避難場所の閉鎖及び指定避難所への移行・	10
1 指定緊急避難場所の閉鎖・・	10
2 指定緊急避難場所の指定避難所への移行・・・	10
.	

## 参考資料集

ページ

○ 資料 1	指定緊急避難場所における感染症対策の指針	11
○ 資料 2	避難所連絡員の行動チェックリスト	13
○ 資料 3	受付配置図及び避難者用部屋レイアウト	23
○ 資料 4	健康チェックシート(指定緊急避難場所用)	25
○ 資料 5-1	避難者名簿	26
○ 資料 5-2	避難者カード	27
○ 資料 5-3	避難後の濃厚接触者の避難者リスト	29
○ 資料 5-4	体調不良者等の避難者リスト	30

# 第1章 マニュアルの目的・構成

## 1 目的

---

このマニュアルは、災害時に行政と施設管理者等が連携して指定緊急避難場所を迅速に開設し、運営するための具体的な手順を記載するとともに、指定緊急避難場所に関する基本的な考え方、感染症対策を踏まえた運営のあり方をまとめた指定緊急避難場所開設の際の手引書として作成したものである。

特に地震の場合は突発的で事前に避難者数を把握することが難しいことから、災害警戒（対策）本部との連携をより強化し、柔軟かつ迅速に対応する体制を作ることが必要である。

## 2 構成

---

本マニュアルにおいては、避難所のうち初動で最も大切な指定緊急避難場所の開設・運営に特化して、努めて具体的に避難所運営のあり方をまとめた。

次章以降では、5つの章を設け、指定緊急避難場所の開設・運営に携わる人にとって理解しておくべきことを記載した。

第2章は、指定緊急避難場所に関する基本的事項について理解することを目的とし、指定緊急避難場所及びそこで中心となって活動する避難所連絡員について記載した。

第3章は、「参集の判断と準備」として、参集の際にどのようなことに気を付けるべきかについて地震発生時と風水害発生時に区分して記載した。

第4章は、「開設準備」として、指定緊急避難場所に到着以降の施設点検その他の開設準備を具体的に記載した。

第5章は、「開設・運営」として、開設・運営にあたって実施すべき事項をより具体的に記載した。

第6章は、指定緊急避難場所から指定避難所への移行および指定緊急避難場所の閉鎖について記載した。

巻末には、新型コロナウイルス等の感染症対策として「指定緊急避難場所における感染症対策の指針」及び指定緊急避難場所において避難所連絡員の取るべき行動をチェックリスト形式で記した「避難所連絡員の行動チェックリスト」を参考として添付した。

## 第2章 指定緊急避難場所に関する基本的事項

### 1 指定緊急避難場所の役割

---

#### (1) 指定緊急避難場所の役割

指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫した場合における居住者等の安全な避難先を確保する観点から指定されたものであり（災害対策基本法第49条4）、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する場所や施設である。そして、指定緊急避難場所は地震・洪水・土砂災害等の種類ごとに指定されている。

なお、指定緊急避難場所の中から一定期間滞在することができる施設を指定避難所として指定しており、指定避難所のうち幾つかは指定緊急避難場所を兼ねている。

#### (2) 指定緊急避難場所の勤務者

##### ア 施設管理者

施設管理者は、指定緊急避難場所となる施設の職員であり、施設の安全点検を実施する他、指定緊急避難場所内の避難スペースの設置に際して調整や助言を行うなど施設の活用に関して支援を行う。

##### イ 避難所連絡員

災害発生時の初動に指定緊急避難場所に派遣される市職員を避難所連絡員という。避難所連絡員は勤務時間外と勤務時間内の2種類のグループに分かれて指定しており、指定緊急避難場所の開設準備から開設・運営の全般を担う。当初、勤務時間外の避難所連絡員が勤務についた場合、翌日の8時30分に勤務時間内の避難所連絡員と交代する。また、指定緊急避難場所がそのまま指定避難所に移行した場合は、指定避難所を担当する職員と交代する。

### 2 避難所連絡員の役割・参集の基準

---

#### (1) 避難所連絡員の役割

避難所連絡員は勤務時間外と勤務時間内の2種類のグループに分かれて指定しており、指定緊急避難場所の開設準備から開設・運営の全般を担う。当初、勤務時間外の避難所連絡員が勤務についた場合、翌日の8時30分に勤務時間内の避難所連絡員と交代する。また、指定緊急避難場所がそのまま指定避難所に移行した場合は、指定避難所を担当する職員と交代する。

#### (2) 避難所連絡員の参集の基準

自主参集の基準は、震度5弱以上の地震が発生した場合であり、指示による参集は台風等の風水害により避難所の開設を必要とする場合で、災害対策（警戒）本部長が必要と認めた場合に参集する。

## 第3章 参集の判断と準備

### 1 地震発生時の対応

---

#### (1) 自主参集の基準

震度5弱以上の地震発生時

#### (2) 避難所連絡員の行動

##### ア 自宅にいる場合

- ・ 参集メールの受信（地域ごとに参集の場合は、電話連絡あり。）  
送信されたメールを確認後、添付のアドレスを選択して「受信確認」を行う。
- ・ 家族の安全の確認  
自宅及び家族の安全を確認する。この際、被災等で参集できない場合は可能な範囲でその旨を防災危機管理課に連絡する。
- ・ 指定緊急避難場所へ行くための準備  
指定緊急避難場所へ行く際は、PCを確実に職場から携行する。  
（動きやすい服装に着替えると共に以下の持ち物を準備する。）  
着替え（夏季）、防寒着（冬季）、雨具（カッパ、長靴等）、タオル、携帯電話  
食事（3食）、飲料水、指定緊急避難場所入口の鍵等

##### イ 外出している場合

- ・ 参集メールの受信（地域ごとに参集の場合は、電話連絡あり。）
- ・ 一旦帰宅するか勤務先に立ち寄るかの判断を行う。  
遠隔地等で参集できない場合はその旨を防災危機管理課に連絡する。
- ・ 家族の安全の確認  
自宅及び家族の安全を確認する。この際、被災等で参集できない場合は可能な範囲でその旨を防災危機管理課に連絡する。
- ・ 指定緊急避難場所へ行くための準備  
（動きやすい服装に着替えると共に以下の持ち物を準備する。）  
着替え（夏季）、防寒着（冬季）、雨具（カッパ、長靴等）、タオル、携帯電話  
食事（3食）、飲料水、指定緊急避難場所入口の鍵等

##### ウ その他

- ・ 飲酒している場合は自ら運転せず家族の送迎又はタクシーを使用する。  
体調不良で参集できない場合は速やかに防災危機管理課に連絡すること。

## 2 台風等の風水害発生時の対応

---

(1) 指示による参集

避難所の開設を要する災害が発生する恐れがある場合（災害対策（警戒）本部長が必要と認めた場合）

(2) 避難所連絡員

ア 避難所開設を事前に通知

参集メールの受信

イ 自宅にPCを携行する。又はPC及び指定緊急避難場所入口の鍵を指定緊急避難場所に持っていく。

ウ 追加の携行品が必要か否かを防災危機管理課に確認

エ 指定緊急避難場所へ行くための準備

（動きやすい服装に着替えると共に以下の持ち物を準備する。）

着替え（夏季）、防寒着（冬季）、雨具（カッパ、長靴等）、タオル、携帯電話  
食事（3食）、飲料水等

## 第4章 開設準備

### 1 指定緊急避難場所の施設点検

---

#### (1) 外部からの点検

ア 入口、壁、窓、屋根、周囲の塀に破損がないか確認

イ 地震の場合

- ・ 倒壊の可能性及び建物亀裂の有無を確認
- ・ 危険な落下物がないか確認
- ・ 火災が発生していないか確認
- ・ 隣接する建物がある場合、その建物の状態を確認

ウ 大雨・洪水発生時

- ・ 浸水の可能性の有無を確認
- ・ 近傍に河川・側溝がある場合は、危険のない範囲でその状況を確認し、要すれば災害対策（警戒）本部に報告

#### (2) 指定緊急避難場所入口の開錠

ア 指定緊急避難場所入口の開錠を実施するが、地震・台風による建物の損壊について開錠時の不具合の有無を確認する。

イ 鍵を忘れた場合は、本庁舎地域づくり課(花巻地区)又は各総合支所地域振興課(他の3地区)にある予備鍵を受領する。

#### (3) 施設内の点検

ア 事前集積物品及び段ボール入組品の確認

指定緊急避難場所で使用する段ボールベッド・パーテーション・屋内用テント等の事前集積物品を確認するとともに、段ボール入組品を確認する。

(段ボール入組品)

マスク、体温計（非接触型）、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）、ゴム手袋、ペーパータオル、ごみ袋、フェイスシールド、体調不良者用スリッパ、吐物処理セット、ハンドソープ、便座シート、雑巾、ラインテープ

イ 施設内設備の確認

電気・ガス・水道・トイレ・電話・FAX・PC・無線機

ウ 一般避難者用の部屋と療養室の位置及びゾーニングの確認

## 2 指定緊急避難場所の開設準備

---

- (1) 避難者名簿の準備
- (2) 受付準備
  - ア 受付は建物の出入り口付近に設置し、マスク、アルコール消毒液を受付に配備するとともに、体温計の動作を確認して、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）及びゴミ袋を準備する。
  - イ 受付に位置する避難所連絡員はマスク、手袋、フェイスシールドを着用する。
  - ウ 一般避難者と体調不良者用の療養室の表示を実施し、両部屋へ至る動線上の境界を侵入可否のテープで区切る。療養室の前にスリッパの履き替え箇所を設けてテープで示す。
- (3) 一般避難者は屋内用テント及び段ボールベッドのうち使用する物を選び、設置に当たっては自主防災組織や避難者の支援を得て実施する。また、体調不良者に対しては、避難所連絡員が屋内用テント及び段ボールベッドを設置する。
- (4) トイレの準備
  - トイレにハンドソープの有無を確認するとともに、ペーパータオルを設置する。
- (5) ゴミ袋を複数設置する。特に職員の出入を考慮して療養室を出てすぐの地点にゴミ箱を設置する。

## 第5章 指定緊急避難場所の開設・運営

### 1 指定緊急避難場所の開設

---

- (1) 災害対策（警戒）本部への報告（第1報）
- ア 指定緊急避難場所の開設及び施設の被害状況を報告
  - イ 開設完了次第、サイボウズ掲示板に「〇〇振興センター受け入れ準備完了」と報告
  - ウ 回線が断絶して使用できない場合は、無線機・電話を使用して口頭で報告
  - エ 追加で報告する内容
    - ・ 施設に被害がある場合、その内容、対処状況、援助要請
    - ・ 施設周辺の道路・家屋に被害がある場合
    - ・ 避難者の受け入れ状況
    - ・ 不足がある物資及び配給要請
- (2) 第2報以降の報告（避難者がいない場合は報告不要）
- ア 第1報から1時間に1回を基準にサイボウズ掲示板に報告（無線機・電話でも可）
  - イ 報告事項  
避難者の状況、世帯数・避難者数（男女別）、物資や応援職員要請の有無
- (3) 地域住民への周知広報
- 防災危機管理課は、消防団の協力を得て地域住民への周知を図る。

### 2 指定緊急避難場所の運営

---

- (1) 受付の実施
- ア 入口で避難者に手指消毒、マスクを着用させる。
  - イ 避難所連絡員が体温計（非接触型）で避難者の体温を測定し、平熱の避難者は一般用の部屋へ、37.5度以上ある又は体調不良の避難者は体調不良者用の療養室へ誘導する。
  - ウ 体温測定後に受付で「健康チェックシート」（資料4）「避難者名簿（世帯主）」（資料5-1）「避難者カード（避難者個人）」（資料5-2）に記入してもらう。
  - エ 体調不良者を確認した場合、避難所連絡員は災害対策（警戒）本部へ報告し、保健師の派遣を要請するとともに体調不良者の避難者リスト（資料5-4）を作成する。
- (2) 一般避難者への対応
- ア マスク着用、手指消毒、咳エチケット、適切な距離を保つ等の基本的感染予防を徹底する。
  - イ ドアノブ、手すり、トイレの水周り等を定期的に消毒する。
  - ウ 換気は定期的（1時間に2回程度）に行う。ただし、夜間や気温・天候によっては回数を減らすことも検討する。
  - エ 一般避難者が体調不良者の区域へ侵入しないように指導を行う。
  - オ 一般避難者が入場後も体調確認は定期的（1日2回）に実施して記録するとともに、体調不良を訴えた場合は速やかに療養室へ誘導し、保健師による状態の確認を実施させる。この際、濃厚接触者の避難者リスト（資料5-3）を作成する。

カ 避難者に比べて段ボールベッド、パーテーション、屋内テントの数が不足する場合は、妊産婦、身体に障がいのある者、高齢者、乳幼児を連れた家族の順に優先して使用させる。

キ 旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、妊産婦・身体に障がいのある者・高齢者・乳幼児を連れた家族の順に利用させる。その際、身の回りの世話など家族の同伴の希望がある場合はその家族を利用させる。

### (3) 体調不良者への対応

ア 体調不良者に対しては、全員に段ボールベッド、屋内テントを使用させる。

イ 一般避難者と同じ基本的な感染予防を徹底させる。

ウ 一般避難者の区域に体調不良者が侵入しないように監督する。

エ 体調不良者の状態が悪化した場合は保健師と相談し速やかに救急搬送を依頼する。

オ 一般避難者と同時にトイレを使用させない。

### (4) 避難所連絡員等職員が療養室から出た後の消毒手順

療養室に入った職員は、一般避難者の部屋に行く前に以下の手順で消毒等を行う。

ア 部屋から出たら専用スペースで靴（スリッパ）に履き替える。

イ 消毒スペースまで移動する。この際、壁・手すり・ドアノブ等に接触しない。もし接触した場合は、その箇所を消毒する。

ウ 消毒スペースで他の職員から手袋にアルコールをかけてもらい、消毒する。

(1人の場合は手袋を他に触れさせることなくアルコールをかける。)

エ フェイスシールドを外す。

オ アルコールに浸したペーパータオルでフェイスシールドをふき取り消毒する。

カ 手袋を外して廃棄する。

キ 自らの手をアルコールで手指消毒する。

ク マスクを外して廃棄する。

ケ 自らの手にアルコールをかけて手指消毒する。

コ 新しいフェイスシールド、マスク、手袋を装着して一般用の部屋に移動する。

### (5) その他の事項

ア 避難が長期化し、指定緊急避難場所のうち災害時特設公衆電話用の電話機がない施設については、対策（警戒）本部から電話機を持ち込む。

イ マスク等の着用により脱水や熱中症の恐れがあるため、まめな水分補給を促す。

ウ 乳幼児を伴った避難者に対しては、授乳やおむつ交換のできるテントを設置する。

エ ペット避難所を併設する指定緊急避難場所

(ア) 避難者と別の部屋をペット専用の部屋とし、床にブルーシートを敷く。

(イ) ペットは犬・猫・小鳥等の小動物を原則とし、管理する飼い主等が同行する場合のみ受け入れる。

(ウ) ペットを避難所に持ち込む際は「ケージ」に入れることを原則とする。

(エ) ペットに必要なケージ、餌、トイレ等は飼い主等が持ち込む。

(オ) 避難所でのペットの管理は飼い主が責任をもって行うことを周知する。

(カ) 上記の内容の細部については「避難所におけるペット対応ガイドライン」を参照すること。

(6) 避難所連絡員の引き継ぎ

ア 指定緊急避難場所が開設後に翌日8時30分を超える場合、災害対策（警戒）本部から避難所連絡員を夜間勤務員から昼間勤務員へ引き継ぎするよう、また開設後に17時15分を超える場合、災害対策（警戒）本部から避難所連絡員を昼間勤務員から夜間勤務員へ引き継ぎするよう指示を出す。

イ 引き継ぎ内容

- ・ 健康チェックシート・避難者名簿・避難者カード・濃厚接触者・体調不良者等の避難者リスト
- ・ 現在の避難者数と状態及び施設の状態
- ・ 地区内で自主防災組織が独自に避難所を設置している場合、その情報と連絡先

## 第6章 指定緊急避難場所の閉鎖及び指定避難所への移行

### 1 指定緊急避難場所の閉鎖

---

#### (1) 閉鎖の条件

施設管理者又は避難所連絡員からの協議を踏まえ、本部において閉鎖を決定する。

#### (2) 閉鎖の要領

##### ア 指定緊急避難場所内の物資等の確認

物資の在庫等を確認し、物資の移送について本部と調整する。

##### イ 指定緊急避難場所の後片付け

- ・ 開設に使用した机・椅子・備蓄品等を元の場所に片づける。
- ・ 施設全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施する。
- ・ 施設を施錠するとともに消灯し、ガスの元栓を閉める。更に水を落とす等開設前の状態に戻す。

##### ウ 指定緊急避難場所で集計した「健康チェックシート」「避難者名簿」「避難者カード」「濃厚接触者の避難者リスト」を防災危機管理課に提出する。

### 2 指定緊急避難場所の指定避難所への移行

---

#### (1) 移行の条件

災害の危険が去ったのち、当該災害により多数の自宅が損壊している又は長期にわたってライフラインが停止している場合は、避難の長期化を見越して本部の決定により指定緊急避難場所を指定避難所に移行させるとともに必要に応じて新たに指定避難所を開設する。

#### (2) 移行の要領

##### ア 避難所運営組織の立ち上げ

指定緊急避難場所に避難してきた初期避難者を主体に応急的な避難所運営組織を立ち上げ、市職員である避難所連絡員と連携して指定緊急避難場所の運営に携わる。

##### イ 指定避難所への移行に伴う避難所運営組織への業務の移管

災害の危険が去ったのち、指定緊急避難場所を指定避難所に移行させるに伴い、運営主体を避難所連絡員から避難所運営組織へ移行させる。

### 3 連絡先

---

- ・ 防災危機管理課直通(ダイヤルイン) 0198-41-3511
- ・ 花巻市役所災害警戒本部(防災危機管理課) 0198-24-2111(内線 476, 477)
- ・ 花巻市役所災害対策本部 0198-24-2111(内線 316, 317)

# 参 考 资 料 集

## 指定緊急避難場所における感染症対策の指針

### 1 趣旨

避難所連絡員や避難所応援職員（以下避難所連絡員等と表記する。）が指定緊急避難場所において取り組む感染症対策について指針を示すもの。

### 2 全般的留意事項

- (1) 避難所連絡員等はマスク、ゴム手袋、フェイスシールドの着用及び手指衛生を徹底すると共に避難者に対してもマスク着用、手指衛生を徹底させるよう働きかけること。特に手洗いは定期的に行って避難者への食事配布等手渡しする前は必ず実施し、マスク・ゴム手袋を外した場合はこれを廃棄して手指消毒を行った後、手洗いをする。
- (2) 発熱・咳等の体調不良者及び自宅療養者、濃厚接触者の避難する療養室と一般避難者及び要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）の部屋を分けるゾーニングを行う。
- (3) 感染を防ぐ環境確保のため、各人の間隔の確保、施設の消毒、換気の実施を行う。

### 3 準備するもの（段ボール入組品）

マスク、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）、体温計（非接触式）、フェイスシールド、ゴム手袋、ハンドソープ、ペーパータオル、ごみ袋、吐物処理セット、便座シート、雑巾、スリッパ、ラインテープ等

### 4 指定緊急避難場所の開設

- (1) 一般避難者等の部屋と体調不良者等の療養室を設ける。
- (2) 避難者が2m間隔となるよう配置させるとともに、必要に応じてパーテーション又は屋内テント（入口を開けるなど密閉しないこと）及び段ボールベッドを配布し、設置の支援を行う。
- (3) 一般避難者等と体調不良者等の行動する区域を分けるためそれぞれ専用の廊下や階段を使用するなど動線を分ける。ただし、施設内の部屋数などにより難しい場合は、歩く場所を仕切るテープを貼るなどゾーニングした場所を避難者にわかり易く提示する。
- (4) トイレについては一般避難者等と体調不良者等はそれぞれ専用のトイレを使用させることとするが、施設にトイレが1ヶ所しかない場合は両者を同時に使用させない。

### 5 受付時の避難者に対する対応

- (1) 避難所連絡員等はマスク、ゴム手袋、フェイスシールドを着用し、施設の入口に設置した受付にマスク、アルコール消毒液を準備し、避難者が入場する際は手指の消毒及びマスクの着用を実施させる。
- (2) 避難所連絡員等は非接触式体温計で避難者の体温を測定し、「健康状態チェックシート」に現在の体調を記入させ、37.5℃以上ある場合又はチェックシートに一つでも「はい」があった場合は、受付の後に療養室へ誘導する。この際、災害対策（警戒）本部へ報告するとともに保健師の派遣を要請し、保健師による状態確認を実施する。
- (3) 避難所連絡員等は、受付時に避難者に対して「避難者名簿（世帯主）」「避難者カード（避難者個人）」に氏名を記入させるとともに、避難者自身の体調についても記入させること。

## 6 一般避難者等への対応

- (1) 「マスク着用」「手指消毒」「咳エチケット」「適切な距離を保つ」等の基本的感染予防を徹底させる。
- (2) 体調不良者の区域へ侵入させない。
- (3) 入場後に体調不良を訴えた場合は速やかに体調不良者用の療養室へ誘導し、保健師による状態確認を実施。濃厚接触者と想定される避難者のリストを作成する。
- (4) 避難者数に比べて段ボールベッド・パーテーション・屋内テントの数が不足する場合は、妊産婦・身体に障害のある者・高齢者・乳幼児を連れた家族の順に要配慮者を優先して使用させる。
- (5) 要配慮者に対しては、基本的感染予防を特に徹底させるよう家族等付き添いも含めて呼びかける。

## 7 体調不良者への対応

- (1) 避難所連絡員等が体調不良者用の療養室に入る際は、専用のスリッパに履き替える。また、療養室から出た時は手袋・マスクを交換する。
- (2) 一般避難者と同じく基本的な感染予防を徹底させるが、一般避難者の区域へ侵入させない。
- (3) 体調不良者の状況により災害対策(警戒)本部へ報告し、保健師と相談の上速やかに救急搬送の依頼をする。

## 8 施設の清潔維持

- (1) ドアノブ、手すり、トイレの水回り等定期的に消毒する。
- (2) 換気は定期的(1時間に2回程度)に行う。ただし、夜間や気温や天候により回数減も検討する。
- (3) トイレ・洗面所ではタオル等共用せず、設置したペーパータオルを使用すること。

# 避難所連絡員の行動チェックリスト

～指定緊急避難場所の開設・運営・閉鎖まで～

資料 2

◎配置基準：自主参集……震度5弱以上の地震

指示参集……災害対策(警戒)本部長が必要と認められた場合(台風等による風水害)

避難所連絡員の行動等	対応する項目	チェック
1. 参集の判断と準備		
◎震度5弱の地震が発生		<input type="checkbox"/>
◎参集メールの受信(地域毎に参集の場合は電話連絡有り)	➤ 送信されたメールを確認したら添付されているアドレスを選択し「受信確認」	<input type="checkbox"/>
▼自宅に居る場合		
・自宅を含めた家族の安全の確認	➤ 被災等で参集できない場合は、可能な範囲でその旨を連絡	<input type="checkbox"/>
・指定緊急避難場所( )へ行くための準備	➤ 動きやすい服装 ➤ 持ち物の確認 着替え(夏季)、防寒着(冬季)、雨具(カッパ、長靴等)、タオル、携帯電話(充電用アダプタ又はバッテリー含む)、夕食及び朝食、飲料水等	<input type="checkbox"/>

▼外出している場合		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に居る家族の安全を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家族に連絡をとる</li> </ul>	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一旦帰宅するか、そのまま登庁するか判断 →一旦帰宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 遠隔地等で参集できない場合は、その旨を連絡</li> </ul>	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅を含めた家族の安全の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被災等で参集できない場合は、可能な範囲でその旨を連絡</li> </ul>	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所（ ）へ行くための準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 動きやすい服装</li> <li>➤ 持ち物の確認</li> <li>着替え（夏季）、防寒着（冬季）、雨具（カッパ、長靴等）、タオル、携帯電話（充電用アダプタ又はバッテリー含む）、夕食及び朝食、飲料水等</li> </ul> <p>※飲酒している場合は自分で運転せず家族の送迎又はタクシーを使用のこと</p> <p>体調不良等で参集できない場合は速やかに連絡すること</p>	□

台風や大雨の場合は前日までに避難場所の設置についてメールでお知らせいただけますので、飲酒は控えてください。

2. 指定緊急避難場所への移動から開設準備まで		
▼ P C 及び様式等の準備		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P C (振興センター)</li> <li>・ 避難者名簿、本チェックリスト、災害時職員行動マニュアル 指定緊急避難場所における感染症対策の指針</li> <li>・ マスク、体温計(非接触型)、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム (ハイター)、ゴム手袋、ペーパータオル、ごみ袋、フェイスマスク、体調不良者部屋用スリッパ、吐物処理セット、ハンカチ、消毒液、雑巾、ライントレープ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事前に通知された場合は自宅に携行</li> <li>▶ 地震等の場合は、一旦勤務先に立ち寄る</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡員の指名の際に事前配布された必要物品等の入った P C ケース及び段ボールを準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 連絡員の指名の際に事前配布された必要物品等の入った P C ケース及び段ボールを準備</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
▼ 指定緊急避難場所の開設前の点検		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所の施設点検 (外部点検、目視による) ※夜間等目視が困難な場合は入口に異常がないか確認の上、施設内に保管している防災備蓄品の懐中電灯を使用</li> </ul> <p>※台風、大雨の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入口、壁、窓、屋根、周囲の塀等に破損等がないか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 浸水の可能性の有無を確認 施設は浸水想定区域外に立地しているが、付近の道路が冠水するなど異常があると判断される場合は、立ち退き避難のうえ連絡すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 近傍に河川、側溝などがある場合はその状況を確認</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

	<p>➤ 倒壊の可能性及び建物亀裂の有無を確認※ 亀裂等倒壊の恐れがある場合は施設から退避の うえ連絡すること。</p> <p>➤ 危険な落下物はないか</p> <p>➤ 火災は発生していないか</p> <p>➤ 隣接する建物がある場合、その建物の状況 ※目視できる範囲で可</p>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>
<p>◎指定緊急避難場所入口の開錠 ※地震発生時…開錠時の不具合(開錠しにくいなど)の有無</p>	<p>※鍵を忘れた場合は、本庁舎又は各総合支所地 域振興課に予備鍵がある ※開かない場合は本部へ連絡</p>	<input type="checkbox"/>
<p>◎施設内の点検  (※「指定緊急避難場所における感染症対策の指針」も参照のこと)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>通信文例 「こちら〇〇振興センター、花巻市警戒本部どうぞ」 「こちら花巻市警戒本部、〇〇振興センターどうぞ」 「こちら〇〇振興センター、無線機のテストです。どうぞ」 「こちら花巻市警戒本部、通信確認しました。どうぞ」 「こちら〇〇振興センター、無線機のテストを終了します。以上終わり」</p> </div>	<p>➤ 電気が使用できるか</p> <p>➤ ガスが使用できるか (ガス漏れはないか)</p> <p>➤ 水道が使用できるか</p> <p>➤ トイレが使用できるか</p> <p>➤ 電話 (振興センター、事務所災害時特設公 衆電話など)、FAX が使用できるか</p> <p>➤ P C の使用の可否</p> <p>➤ 地域振興無線機が使用できるか。(配備施設 のみ対応。付属の充電器に差し込む)</p>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

	◎施設内の点検（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一般避難者用の部屋と体調不良者用の療養室を確認したか。両方の部屋に至る動線は分かれているか。</li> </ul>	□
	◎指定緊急避難場所の開設準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難者名簿の準備</li> <li>➤ 受付準備（机、椅子の配置） 受付は建物の出入口付近に設置 マスク・アルコール消毒液を入口に設置 体温計の動作確認、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）、ごみ袋を準備 一般避難者部屋と体調不良者用の療養室の表示を行い、両部屋へ至る動線上の境界を侵入可否のテープで区切る。スリッパの履き替え箇所をテープで示す</li> <li>➤ 屋内テント、段ボールベッドを配置</li> <li>➤ トイレにハンドソープがあることを確認し、ない場合は設置。 ペーパータオルを設置</li> <li>➤ 各部屋にごみ袋を置く</li> </ul>	□

### 3. 指定緊急避難場所の開設～運営

	<p>➤ 指定緊急避難場所を設置した事及び施設の被害状況等を報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受け入れ準備が完了次第サイボウズ掲示板に下記のとおり報告</p> <p>※回線が断絶するなど使用できない場合は、無線機、電話など使用し口頭で報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇振興センター（又は〇〇小学校）受け入れ準備完了</li> </ul> <p>&lt;以下必要があれば随時入力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に被害があればその内容と対処状況又は援助要請</li> <li>・避難者を受け入れ済みであればその状況（世帯数、避難者の男女数、特に支援を必要とするかなど）</li> <li>・物資等の不足があればその要請</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">□</p>
<p>◎災害対策(警戒)本部への報告（第1報）</p>	<p>➤ 第1報から1時間に1回を基準にサイボウズ掲示板に報告（無線機・電話でも可）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況</li> <li>・世帯数、避難者数（男女数）</li> <li>・物資や応援職員要請の有無</li> <li>・その他</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">□</p>
<p>◎災害対策(警戒)本部への報告（第2報以降～）</p> <p>※避難者が居ない場合は報告不要</p> <p>受付の準備</p>	<p>➤ 連絡員はマスク、手袋、フェイスシールドを着用</p> <p style="text-align: right;">□</p>

	<p>受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入口で避難者に手指消毒、マスクを着用させる。</li> <li>▶ 連絡員が体温計(非接触型)で避難者の体温を測定し、平熱の避難者は一般用の部屋へ、37.5度以上ある又は体調不良の避難者は体調不良者用の療養室へ誘導する。</li> <li>▶ 体温測定後に受付で「避難者名簿(世帯主)」 「避難者カード(世帯主)」及び「健康チェックリスト」に記入してもらう。</li> </ul> <p>※体調不良者を確認した場合、連絡員は災害対策(警戒)本部へ報告し、保健師の派遣を要請する。</p>	□
<p>一般避難者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マスク着用、手指消毒、咳エチケット、適切な距離を保つ等の基本的感染予防を徹底する。</li> <li>▶ ドアノブ、手すり、トイレの水回り等を定期的に消毒する。</li> <li>▶ 換気は定期的(1時間に2回程度)に行う。ただし、夜間や気温・天候によっては回数を減らすことも検討する。</li> <li>▶ 体調不良者の区域へ侵入させない。</li> </ul> <p>※入場後も体調確認は定期的(1日2回)に実施して記録するとともに、体調不良を訴えた場合は速やかに療養室へ誘導し、保健師による状態の確認を実施させる。この際、濃厚接触者の避難者リストを作成する。</p>	□

<p>体調不良者への対応</p>	<p>➤ 一般避難者と同じ基本的な感染予防を徹底させる。</p> <p>➤ 一般避難者の区域に侵入させないように監督する。</p> <p>➤ 体調不良者の状態が悪化した場合は保健師と相談の上速やかに救急搬送を依頼する。</p> <p>➤ 一般避難者と同時にトイレを使用させない。</p>	<p>□</p>
<p>※療養室から出た後の消毒手順</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;ポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク・手袋は廃棄</li> <li>・1工程1消毒を心がけ、作業は必ず消毒済みの手で行うこと</li> </ul> </div>	<p>➤ 療養室に入った職員は一般避難者の部屋に行く前に以下の手順で消毒等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 部屋から出たら専用スペースで靴（スリッパ）に履き替える。</li> <li>② 消毒スペースままで移動する。この際、壁・手すり・ドアノブ等に接触しない。接触した場合はその箇所を消毒すること。</li> <li>③ 消毒スペースで他の職員に手袋にアルコールをかけてもらい消毒する。</li> <li>④ フェイスシールドを外す。</li> <li>⑤ アルコールにひたしたペーパータオルでフェイスシールドをふき取り消毒する。</li> <li>⑥ 手袋を外して廃棄</li> <li>⑦ 自らの手をアルコールで手指消毒</li> <li>⑧ マスクを外して廃棄</li> <li>⑨ 自らの手にアルコールをかけて手指消毒</li> <li>⑩ フェイスシールド、マスク、手袋を装着して一般用の部屋に移動</li> </ol>	<p>□</p>

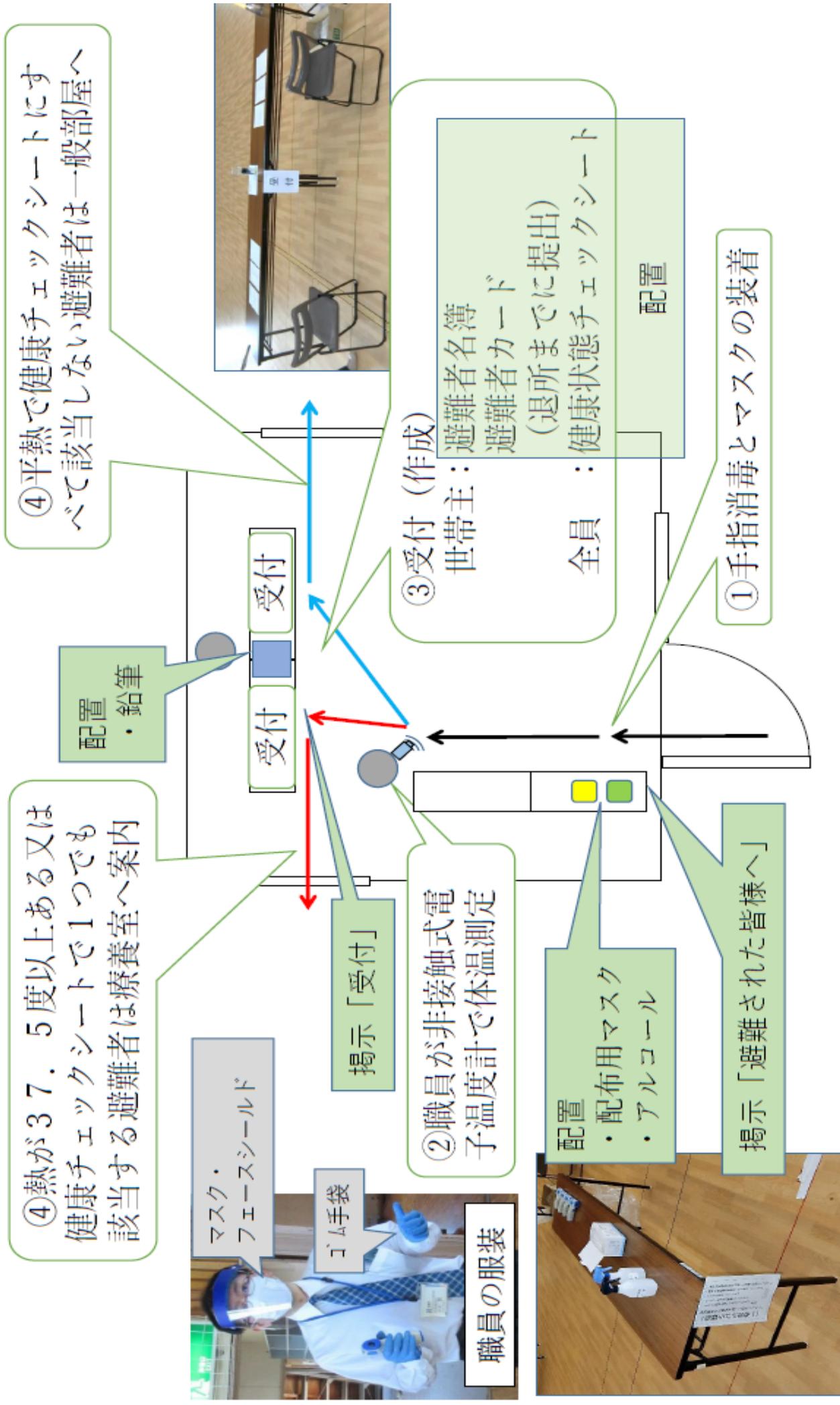
	◎その他	<p>➤ 指定緊急避難場所が学校体育館の場合、災害時特設公衆電話用の電話機が無いため避難が長期化する場合は、対策(警戒)本部から電話機を持ち込む。</p> <p>➤ マスク等の着用により脱水や熱中症の恐れがあることから、職員はこまめに水分補給に努めるとともに、避難者にも周知する。</p>	□
4.	指定緊急避難場所の閉鎖、勤務時間内の避難所連絡員への引継ぎ	<p>➤ 開設に使用した机・椅子・椅子・備蓄品等を元の場所に片付ける。</p> <p>➤ 施錠、消灯、ガスの元栓を閉める、水を落とすなど開設前の状態に戻す</p> <p>➤ 出勤時に「避難者名簿」「避難者カード」を防災危機管理課へ提出</p> <p>➤ 本部から勤務時間内の避難所連絡員へ引継ぎするよう指示がある</p> <p>➤ 勤務時間内の避難所連絡員が来たら下記の引継ぎをして退所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難者名簿」「避難者カード」</li> <li>・現在の避難者数と状態</li> <li>・施設の状態</li> <li>・地区内で自主防災組織が独自に避難所を設置している場合は、その情報と自</li> </ul>	□
	◎指定緊急避難場所の開設が8時30分を超える場合		□

		<p>主防災組織の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他留意すべき事項</li> </ul> <p>※振興センサー…PC、鍵は持ち帰る それ以外…鍵は引継ぐ</p>	
--	--	--	--

**【連絡先】**

花巻市役所防災危機管理課（災害警戒本部）	0198-41-3511（直通）
災害対策本部	0198-24-2111（内線 476、477）
	0198-24-2111（内線 316、317）

# 受付配置図



# 受付時の避難者に対する対応



# 療養室

換気のため窓は1時間に2回開ける（天候による）

配置  
「テント」  
「ダンボールベッド」

換気のためテントの出入口は開放し、天井に目隠しシートは付けない

※職員は、療養室が置の部屋であってもスリッパを履いて出入りすること（避難者は不要）

出入口は開放

掲示「履き替え」

配置  
「蓋付きゴミ箱」

安全区域

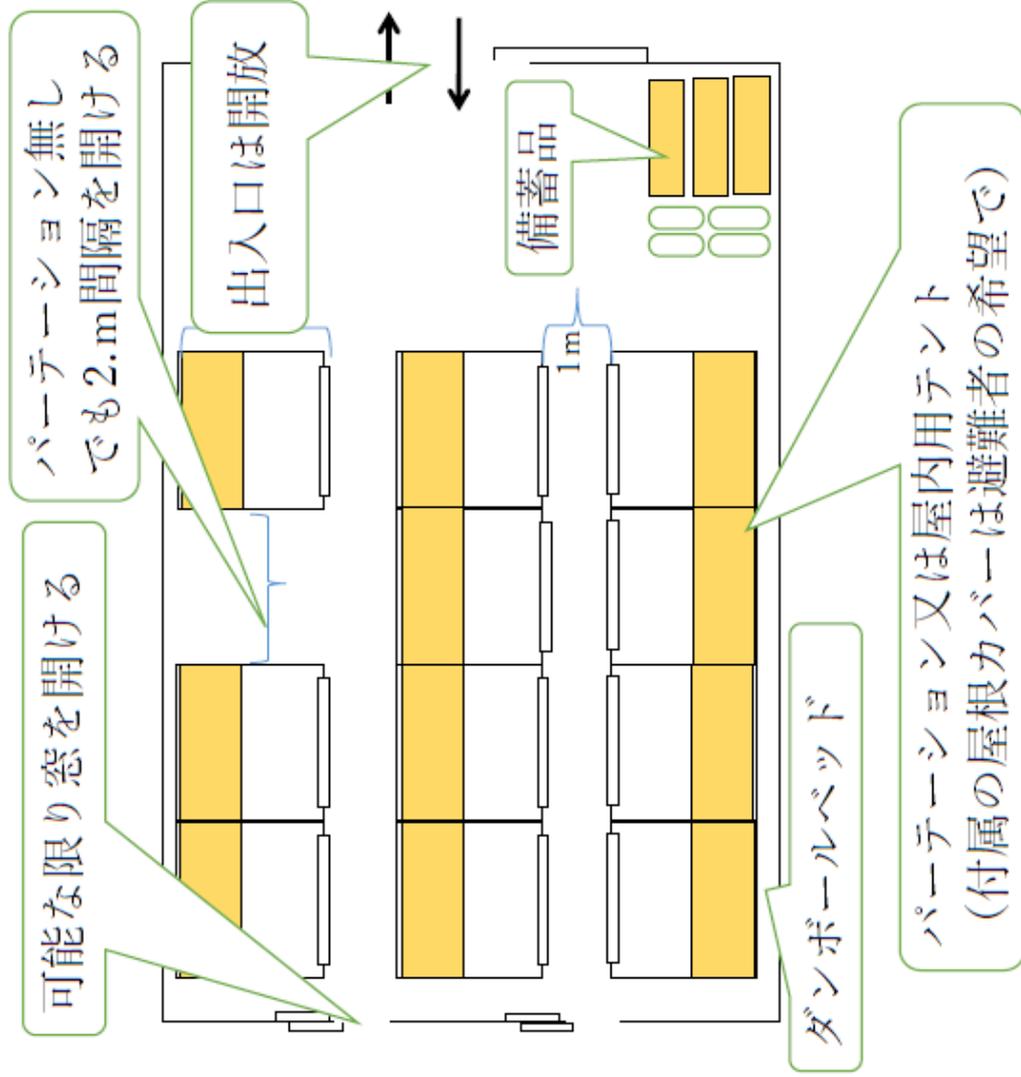
配置「スリッパ」

汚染区域

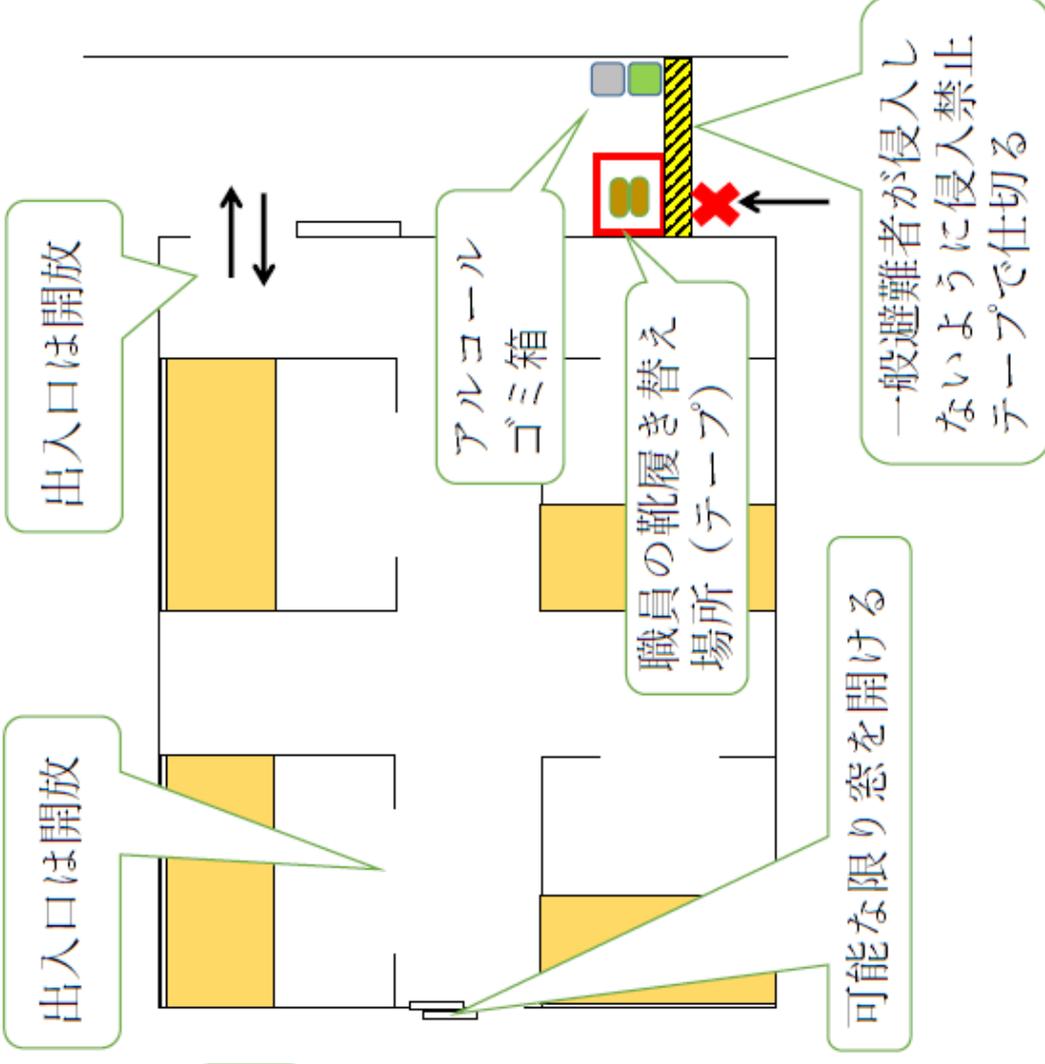
※履いてきた靴等は安全区域で脱ぎ、汚染区域に入れないこと

ガウン着用して入室

○一般避難者用部屋レイアウト



○体調不良者用療養室レイアウト



記入年月日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## 健康チェックシート

### (指定緊急避難場所用)

- ・現在の健康状態に係る次の各項目について、[はい]・[いいえ]のいずれかを丸で囲み、受付に提出してください。
- ・また、その他に気になる症状などがある場合には、備考欄に御記入ください。

(ふりがな)  
氏名

#### 感染確認・健康観察中の方

1	はい ・ いいえ	感染が確認されていて自宅隔離中でしたか？
2	はい ・ いいえ	感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中でしたか？

#### 新型コロナウイルス感染症等の症状のある方

(この1～2週間以内に始まった症状があれば「はい」)

3	はい ・ いいえ	37.5 度以上の熱はありますか、または数日以内にありましたか？
4	はい ・ いいえ	ひどい咳はありますか？
5	はい ・ いいえ	下痢をしていますか？(1日複数回)
6	はい ・ いいえ	においや味を感じにくいですか？

備考欄	(その他気になる症状など)
-----	---------------

[ ]避難者名簿【 月 日 時 分現在】

No.	世帯主又は代表者氏名	避難した人数(本人含む)	住 所	避難所到着日時	避難所退所日時
1		男 ( ) 女 ( )			
2		男 ( ) 女 ( )			
3		男 ( ) 女 ( )			
4		男 ( ) 女 ( )			
5		男 ( ) 女 ( )			
6		男 ( ) 女 ( )			
7		男 ( ) 女 ( )			
8		男 ( ) 女 ( )			
9		男 ( ) 女 ( )			
10		男 ( ) 女 ( )			
11		男 ( ) 女 ( )			
12		男 ( ) 女 ( )			
13		男 ( ) 女 ( )			
14		男 ( ) 女 ( )			
15		男 ( ) 女 ( )			
16		男 ( ) 女 ( )			
17		男 ( ) 女 ( )			
18		男 ( ) 女 ( )			
19		男 ( ) 女 ( )			
20		男 ( ) 女 ( )			

## 避難者カード

名簿 No	指定緊急避難場所(災害発生時)		指定避難所(災害発生後)		
避難区分	避難者 / 在宅被災者		入所/退所	/	※入所・退所は3枚目に記載
避難形態	避難所 / テント / 車両 / その他( )				
被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 (床上床下浸水 断水 停電 ガス停止 電話不通) / なし				
特記事項	※病気や怪我、障がいでの注意点、医薬品や粉ミルク等の必要物資、その他特別な要望があれば記入してください。				
記入者名			国籍	日本 / 外国 ( )	
住所					
メール			電話番号		携帯番号

【ご家族情報】 ※該当項目を○で囲む、または☑チェックを入れて下さい。ご家族が多い場合、ペットがいる場合にはウラ側にご記入ください。

	ふりがな	年齢	性別	病気・怪我	妊産婦	乳幼児	障がい者			要介護	医療機器	アレルギー		
	氏名 (続柄)						身体	療育	精神					
世帯主 代表者 (記入者と同 一の場合) <input type="checkbox"/>			男				食糧・物資 必要( ) / 不要							
				安否確認	無事		不明		死亡					
			( )	女	現所在地			安否情報 公開 / 非公開 (公開先) (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)						
ご家族 同居人			男				食糧・物資 必要( ) / 不要							
				安否確認	無事		不明		死亡					
			( )	女	現所在地			安否情報 公開 / 非公開 (公開先) (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)						
			( )	男				食糧・物資 必要( ) / 不要						
					安否確認	無事		不明		死亡				
				( )	女	現所在地			安否情報 公開 / 非公開 (公開先) (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)					
	( )	男				食糧・物資 必要( ) / 不要								
			安否確認	無事		不明		死亡						
		( )	女	現所在地			安否情報 公開 / 非公開 (公開先) (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)							

※避難者カードは避難所への入所時に世帯代表の方が記入してください。避難者カードを提出することで避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。内容に変更がある場合には速やかに避難所スタッフに申し出てください。

ご記入頂いた情報は、災害対策本部や避難所運営と支援のために最低限必要な範囲で共有します。また、被災者台帳に利用されます。

	氏名(ふりがな)	年齢	性別	病気・怪我	妊産婦	乳幼児	障がい者			要介護	医療機器	アレルギー
							身体	療育	精神			
ご家族同居人	( )		男	食糧・物資	必要( ) / 不要							
				安否確認	無事		不明		死亡			
			現所在地									
			安否情報(公開先)	公開 / 非公開 (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)								
	( )		男	食糧・物資	必要( ) / 不要							
				安否確認	無事		不明		死亡			
			現所在地									
			安否情報(公開先)	公開 / 非公開 (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)								
	( )		男	食糧・物資	必要( ) / 不要							
				安否確認	無事		不明		死亡			
			現所在地									
			安否情報(公開先)	公開 / 非公開 (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)								
( )		男	食糧・物資	必要( ) / 不要								
			安否確認	無事		不明		死亡				
		現所在地										
		安否情報(公開先)	公開 / 非公開 (公共 / 支援団体 / メディア / すべて)									
特別な配慮	病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。											
ペット												
ペットの種類( ) 計 頭( )	ペットの種類( ) 計 頭( )											
同行・置き去り・行方不明												
備考												

## [ 避難後の濃厚接触者の避難者リスト

No.	氏名	性別	年齢	住所	接触確認日時	避難所退所日時
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						

## [ ]体調不良者等の避難者リスト

No.	氏名	性別	年齢	住所	症状の種類	避難所入所日時	避難所退所日時
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							

[ ペット避難名簿 ]

No.	飼い主氏名	住所	ペットの名前	特徴 (種類・体格・毛色)	避妊	狂犬病 予防接種
1					有・無	有・無
2					有・無	有・無
3					有・無	有・無
4					有・無	有・無
5					有・無	有・無
6					有・無	有・無
7					有・無	有・無
8					有・無	有・無
9					有・無	有・無
10					有・無	有・無
11					有・無	有・無
12					有・無	有・無
13					有・無	有・無
14					有・無	有・無
15					有・無	有・無
16					有・無	有・無
17					有・無	有・無
18					有・無	有・無

花巻市指定緊急避難場所運営マニュアル

発 行

令和2年9月

企画・編集

花巻市総合政策部防災危機管理課